

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年10月29日（火）第562号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○狩猟鳥獣の捕獲等の禁止	（自然保護課取扱い） 1
○鳥獣保護区の指定（※）	（自然保護課取扱い） 1
○鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新（※）	（自然保護課取扱い） 3
○鳥獣保護区の存続期間の更新（8件）（※）	（自然保護課取扱い） 4
○鳥獣保護区特別保護地区の指定（※）	（自然保護課取扱い） 12
○特定猟具使用禁止区域の指定（※）	（自然保護課取扱い） 12

告 示

鹿児島県告示733号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

令和 6 年10月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 捕獲等を禁止する狩猟鳥獣の種類
ヤマシギ
- 2 捕獲等を禁止する区域
奄美市及び大島郡一円
- 3 捕獲等を禁止する期間
令和 6 年11月 1 日から令和16年10月31日まで

鹿児島県告示第734号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和 6 年10月29日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
溝ノ口洞穴鳥獣保護区	曾於市財部町下財部地内における市道高塚線，曾於市民有林70林班ア準林班012小班及び同民有林70林班ア準林班005イ小班の三方界を起点とし，同点から市道高塚線を同市道，同民有林70林班ア準林班009小班及び同民有林71林班ウ準林班085小班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林70林班ア準林班009小班と同民有林71林班ウ準林班085小班との境界線を同境界線と同民有林70林班ア準林班006小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班ア準林班006小班と同民有林71林班ウ準林班085小班との境界線を同境界線と同民有林70林班ア準林班008小班との交点	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで

方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班ア準林班008小班と同民有林71林班ウ準林班085小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班109小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班ア準林班008小班と同民有林70林班イ準林班109小班との境界線を同境界線と曾於市林道岩穴線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班ア準林班002小班，同民有林70林班ア準林班008小班及び同民有林70林班イ準林班087小班的三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林70林班ア準林班008小班と同民有林70林班イ準林班087小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班128小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班イ準林班087小班と同民有林70林班イ準林班128小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班127小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班イ準林班087小班と同民有林70林班イ準林班127小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班090小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班イ準林班087小班と同民有林70林班イ準林班090小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班151小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班イ準林班087小班と同民有林70林班イ準林班151小班との境界線を同境界線と70林班イ準林班085小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班イ準林班085小班と同民有林70林班イ準林班087小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班086小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班イ準林班085小班と同民有林70林班イ準林班086小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班083イ小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班イ準林班083イ小班と同民有林70林班イ準林班085小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班084小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班イ準林班083イ小班と同民有林70林班イ準林班084小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班129小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班イ準林班083イ小班と同民有林70林班イ準林班129小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班082小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班イ準林班082小班と同民有林70林班イ準林班083イ小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班130小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班イ準林班083イ小班と同民有林70林班イ準林班130小班との境界線を同境界線と同民有林70林班ア準林班017小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班ア準林班017小班と同民有林70林班イ準林班130小班との境界線を同境界線と同民有林70林班ア準林班016小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班ア準林班016小班と同民有林70林班ア準林班017小班との境界線を同境界線と同民有林70林班ア準林班016小班と同民有林70林班ア準林班017小班との北側の交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班ア準林班017小班と民有地との境界線を同境界線と同民有林70林班ア準林班

	007小班の交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林70林班ア準林班012小班と民有地との境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	
三連轟鳥獣保護区	曾於市財部町下財部地内における溝ノ口川左岸と溪流橋との交点を起点とし，同点から市道桐原溝ノ口線を曾於市民有林66林班ア準林班005小班と同民有林66林班ア準林班006小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林66林班ア準林班005小班と同民有林66林班ア準林班006小班との境界線を同境界線から溝ノ口川右岸との交点方向へ進み同点に至り，同点から溝ノ口川左岸上に設置してある三連轟鳥獣保護区境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り，同設置点から溝ノ口川左岸と民有地との境界線を同境界線と同民有林65林班イ準林班032小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同民有林65林班イ準林班032小班と他の民有地との境界線を同境界線と曾於市管轄里道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同里道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで

（「次の書面」は，省略し，その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第735号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第2項の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の区域を同表の中欄に掲げるとおり変更し，及び同条第7項ただし書の規定により，その存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお，鳥獣保護区の保護に関する指針については，次の書面のとおりとする。

令和 6 年10月29日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
大川原峡鳥獣保護区（昭和49年10月28日鹿児島県告示第1196号をもって設定）	曾於市財部町下財部地内における曾於市と宮崎県都城市の境界線と曾於市民有林64林班イ準林班013小班と同林班同準林班005小班との交点を起点とし，同点から同林班同準林班013小班と同林班同準林班005小班的境界線を同境界線と曾於市管轄の里道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同里道を同里道と同里道上の設置点方向へ進み同設置点に至り，同設置点から曾於市管轄の里道を南西へ進み同里道と県道馬渡大川原線と曾於市民有林64林班イ準林班066小班との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と同県道から大隅森林管理署管内国有林1119林班へ小班に至る里道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同里道を同里道と同国有林1119林班と曾於市民有林59林班の境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同国有林1119林班へ小班，同国有林1120林班ろ1小班及び同民有林59林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林1119林班と同国有林1120林班との境界線を同国有林1119林班に1小班，同国有林1120林班ろ1小班及び同民有林59林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林1120林班と同民有林59林班との境界線を同国有林1119林班よ小班，同国有林1120林班に小班及び同民有林59林班との三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林1119林班と同国有林1120林班との境界線を同国有林1119林班ね小班，同国有林	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで

	1120林班ち1 小班及び同民有林59林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林1119林班と同民有林59林班との境界線を同国有林1118林班，同国有林1119林班及び同民有林59林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林1118林班と同民有林59林班との境界線を同国有林1118林班，同国有林1121林班及び同民有林59林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林1117林班，1118林班，1121林班，1122林班及び同民有林61林班の区域との境界線を同境界線と曾於市と霧島市との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を曾於市，霧島市及び宮崎県都城市の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から曾於市と宮崎県都城市との境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	
財部城山鳥獣保護区（昭和49年10月28日鹿児島県告示第1196号をもって設定）	曾於市財部町北俣地内における曾於市道水の手・仏性院線と県道都城隼人線との交点を起点とし，同点から同県道を同県道と曾於市道城山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と曾於市道日光神線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道上の設置点方向へ進み同設置点に至り，同設置点から曾於市道水の手・桜並木線に至る里道を同里道と曾於市道水の手・桜並木線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで

（「次の書面」は，省略し，その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第736号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により，次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお，鳥獣保護区の保護に関する指針については，次の書面のとおりとする。

令和 6 年10月29日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
花尾鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	鹿児島市花尾町地内における鹿児島市道大下・花尾神社線と鹿児島市花尾町4044番地1と2192番地1，2192番地2，2192番地3，2192番地4，2195番地，2195番地1，2196番地，2197番地1に介在する水路との交点を起点とし，同点から同水路を同水路と鹿児島市道大宮線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と鹿児島森林管理署管内国有林と鹿児島市花尾町4044番地1の区域との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から鹿児島市花尾町4044番地1の区域と同町4035番地3，4055番地2，4066番地，4067番地1，4067番地2及び鹿児島森林管理署管内国有林の区域との境界線を同境界線と同町4055番地の区域と同町4055番地2の区域との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と同町4055番地の区域と同町4045番地2及び4055番地1の区域との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と同町4044番地1の区域と同町4045番地1及び4045番地2の区域との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と鹿児島市道	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで

	花尾神社線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と鹿児島市花尾町2122番地 1 及び2123番地の区域と同町4042番地 1 の区域との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と鹿児島市道大下・花尾神社線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	
城山鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	鹿児島市照国町地内における照國神社及び鹿児島市城山町地内における城山公園全域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで
慈眼寺鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	鹿児島市下福元町地内における谷山神社及び慈眼寺公園全域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで
伊集院城山鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	日置市伊集院町徳重荒瀬地内における日置市道徳重線と県道鹿児島東市来線との交点を起点とし，同点から同県道を同県道と日置市道坂元線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と旧南薩鉄道鉄道敷地跡との交点方向へ進み同点に至り，同点から同鉄道敷地跡を同鉄道敷地跡と日置市道徳重線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで
十島鳥獣保護区（昭和49年10月28日鹿児島県告示第1196号をもって設定）	鹿児島郡十島村一円	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで

（「次の書面」は，省略し，その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第737号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により，次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお，鳥獣保護区の保護に関する指針については，次の書面のとおりとする。

令和 6 年10月29日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
開聞小学校鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	指宿市開聞十町地内における県道岩本開聞線と県道大山開聞線との交点を起点とし，同点から同県道を同県道と宮田川右岸との交点方向へ進み同点に至り，同点から同川右岸を国道226号との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国道を同国道と指宿市道宮東線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と指宿市道宮後線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道岩本開聞線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を起点方向へ進	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで

	み起点に至る線によって囲まれた区域	
池田湖鰻池鳥獣保護区（昭和49年10月28日鹿児島県告示第1196号をもって設定）	指宿市開聞仙田地内における指宿市道鏡池大迫線と県道岩本開聞線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と指宿市道養漁場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道東方池田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と指宿市農道新永吉線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と指宿市新永吉から池田湖に至る小川との交点方向へ進み同点に至り、同点から同小川を同小川と池田湖湖岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同湖岸と旧指宿市と旧山川町の境界線との交点とを最短距離で結ぶ同湖岸を同点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鰻池の東側の指宿市山川成川字湯ノ上から同字荒平坂に通ずる里道との交点（標高257.8メートル）方向へ進み同点に至り、同点から同里道を同里道と指宿市道峠線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道成川鰻線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道森松鰻線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道溝口線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道丸尾線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道大山鷲尾嶽線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道利永池底線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道林迫線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道利永尾下線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市山川利永字桃木迫と同市山川利永字本茅場の字界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同字界線を同字界線と旧山川町と旧開聞町の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と指宿市道池田湖線と指宿市道上野尾下線との交点を結ぶ直線を同点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道上野西木場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南薩水利事業ファームpondとの交点方向へ進み同点に至り、同点から北西の稜線に沿って同稜線と指宿市林道松ヶ迫線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と指宿市道鏡池大迫線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで
川辺小学校鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	南九州市川辺町平山地内における県道鹿児島川辺線と南九州市道天神坊平山下線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と南九州市道野間稲荷町線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南九州市道平山古殿線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道225号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と県道鹿児島川辺線との同市川辺町平山地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで

（「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第738号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和 6 年10月29日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
高川鳥獣保護区（昭和49年10月28日鹿児島県告示第1196号をもって設定）	出水市下大川内地内における出水市道田原高川線と米之津川左岸との交点（田原橋）を起点とし、同点から同川左岸を同川左岸と高川川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と高川ダム右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同ダム右岸を同ダム右岸と出水市道高川右岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道不動野高川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と高川ダム右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同ダム右岸を同ダム右岸と池鶴橋との交点方向へ進み同点に至り、同点から同橋を同橋と出水市道不動野高川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道田原高川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで
新田神社鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	薩摩川内市宮内町地内における薩摩川内市道御陵下・宮内線と県道京泊大小路線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と薩摩川内市道向田・高城線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道御陵下・下五代線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道裁判所前通り 2 号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道御陵下・宮内線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで
清浦ダム鳥獣保護区（昭和49年10月28日鹿児島県告示第1196号をもって設定）	薩摩川内市入来町浦之名地内における薩摩川内市道内之尾 2 号線と国道328号との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と薩摩川内市道内之尾 1 号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道内之尾 2 号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで
鹿島南鳥獣保護区（平成 6 年10月31日鹿児島県告示第1752号をもって設定）	薩摩川内市鹿島町藺牟田地内における西崎の西突端を起点とし、同点から同点と通称西崎山の山頂を結ぶ直線を同山頂方向へ進み同山頂に至り、同山頂から同山頂と三等三角点中山を結ぶ直線を同三角点方向へ進み同三角点に至り、同三角点から同三角点と通称ハセバ海岸と通称スーロ海岸との接点を結ぶ直線を同点方向へ進み同点に至り、同点から同点と海岸線と薩摩川内市鹿島町藺牟田と同市下甗町長浜との境界線との交点とを最短距離で結ぶ海岸線を同点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同市鹿島町藺牟田と同市下甗町瀬々野浦との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と起点とを最短距離で結ぶ海岸線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで

（「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び北薩地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第739号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和 6 年10月29日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
上床鳥獣保護区（昭和49年10月28日鹿児島県告示第1196号をもって設定）	霧島市溝辺町有川地内における県道栗野加治木線と霧島市道山陵石原線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と国道504号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と霧島市道中野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道麓三縄線との南側交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道504号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と霧島市道有川山陵線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道石原大川内線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道栗野加治木線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで

（「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び姶良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第740号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和 6 年10月29日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
高隈鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	鹿屋市上高隈町地内における国道504号と高隈ダム付替道路との交点を起点とし、同点から同付替道路を同付替道路と高隈ダム右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から分水嶺に沿って標高409メートルの三等三角点女鹿野方向へ進み同三角点に至り、同三角点から分水嶺に沿って石照神社方向へ進み同神社に至り、同神社から鹿屋市道古園井手線へ通ずる歩道を同歩道と同市道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿屋市道柏木公民館線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道垂水南之郷線との北側交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と国道504号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで
北田鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもって設定）	鹿屋市西大手町地内における鹿屋市道大手2号線と鹿屋市道大手4号線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と城山公園境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から	令和 6 年 11月 1 日 から令和

島 県 告 示 第 1050号をもっ て設定)	同点と第1城山トンネル起点を結ぶ直線と同トンネル起点方向へ進み同点に至り、同点から同点と鹿屋市道上谷文化会館線終点を結ぶ直線と同市道終点方向へ進み同点に至り、同点から同点と鹿屋市道笠之原7号線と鹿屋市道笠之原8号線との交点を結ぶ直線と同交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と鹿屋市道打馬平原線と鹿屋市道打馬元城線との交点を結ぶ直線と同交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿屋市道大手2号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	16年10月 31日まで
岳野山鳥獣保護区（昭和49年10月28日鹿児島県告示第1196号をもつて設定）	志布志市有明町野井倉地内における志布志市道吉村・山ノ口1号線と志布志市道野吉東・吉村線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と志布志市道野吉線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道吉村・中野1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道猜ヶ宇都・久木迫線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道久木迫1号線との南側交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道猜ヶ宇都・久木迫線との北側交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道猜ヶ宇都・久木迫2号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道山ノ口・鍋2号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道山ノ口・鍋1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道坪山・高下谷線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道吉村・山ノ口1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで

（「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第741号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和 6 年10月29日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
熊野鳥獣保護区（昭和39年10月26日鹿児島県告示第1050号をもつて設定）	熊毛郡中種子町坂井地内における県道西之表南種子線と南大渡瀬川右岸との交点を起点とし、同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と熊野神社裏の突端とを最短距離で結ぶ海岸線を同突端方向へ進み同突端に至り、同突端から高島、ショウガ瀬の全島を取り囲み浜田漁港の東側の突端（通称カタセ）までを順次直線で結び同突端に至り、同突端から同突端と海岸線と同漁港の区域（昭和28年農林省告示第100号をもって指定）との北側の交点とを最短距離で結ぶ海岸線を同点方向へ進み同点に至り、同点から同区域と同区域以外の区域との境界線を同境	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで

	界線と同漁港の私道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同私道を同私道と南種子町道西之町浜田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と県道西之表南種子線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と大浦川左岸との交点方向へ進み同点に至り，同点から同川左岸を同川左岸と南種子町と中種子町の境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と南種子町道長谷大浦線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と南種子町農道長宇都線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と屋久島森林管理署国有林1119林班と民有地との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を中種子町民有林101林班，102林班及び103林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林101林班と同民有林103林班との境界線を同民有林100林班，101林班及び103林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林100林班と同民有林101林班との境界線を同境界線と中種子町農道折戸5号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と中種子町農道折戸7号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と中種子町農道長野崎線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と中種子町農道折戸9号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と同農道から塩屋へ通ずる歩道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同歩道を同歩道と中種子町道坂井熊野線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と県道西之表南種子線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域から中種子町大字坂井字乗濱5946番地3，5946番地5，5946番地14，5946番地21，5946番地71，5946番地72及び5946番地73並びに同町大字坂井字勘取6007番地1を除いた区域	
馬毛島鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）	西之表市馬毛島の全区域	令和6年11月1日から令和7年10月31日まで

（「次の書面」は，省略し，その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び熊毛支庁農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第742号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により，次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお，鳥獣保護区の保護に関する指針については，次の書面のとおりとする。

令和6年10月29日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
白谷鳥獣保護区（昭和59年10月24日鹿児島	屋久島森林管理署管内国有林213林班，同214林班及び同215林班の区域	令和6年11月1日から令和

島 県 告 示 第 1708号をもっ て設定)		16年10月 31日まで
国割岳鳥獣保 護区（昭和59 年10月24日鹿 児島県告示第 1708号をもっ て設定)	屋久島森林管理署管内国有林2林班い、い1、い2及びい3小班、同3林班い、い1、い2、い3、い4、ハ及びニ小班、同4林班い、い1、い2、い3、ろ、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、は1、は2、に及びに1小班並びに屋久島町所在民有林1林班ア準林班14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26及び35小班的区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで
花之江河鳥獣 保護区（昭和 59年10月24日 鹿児島県告示 第1708号をも って設定)	屋久島森林管理署管内国有林19林班ろ及びイ小班、同21林班ろ小班、同22林班、同82林班並びに同83林班の区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで

（「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び熊毛支庁屋久島事務所農林普及課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第743号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和 6 年10月29日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
住用鳥獣保護 区（昭和59年 10月24日鹿児島 県告示第 1708号をもっ て設定)	鹿児島森林管理署名瀬森林事務所管内国有林212林班及び213林班の区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで
内海公園鳥獣 保護区（平成 6 年10月31日 鹿児島県告示 第1752号をも って設定)	奄美市住用町東城地内における奄美市木工工芸センター前の国道58号と奄美市道三太郎線との交点を起点とし、同点から同国道をマングローブ観察園と奄美インフラテック株式会社の敷地境界線と同国道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と奄美市所在民有林51林班キの22小班と28小班的境界線と海岸線との交点を結ぶ直線を同点方向へ進み同点に至り、同点から海岸線と川内川右岸との交点とを最短距離で結ぶ海岸線を同点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と国道58号との交点（新見里橋）方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と東城小中学校と農林産物加工センターの敷地境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と奄美市道三太郎線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域並びに三太郎トンネル開通記念公園敷地（奄美市住用町大字城字阿里608番地3号）及びへご観察園敷地（同市住用町大字見里字赤崎607番地及び641番地）の区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで

八津野鳥獣保護区（昭和59年10月24日鹿児島県告示第1708号をもって設定）	鹿児島森林管理署名瀬森林事務所管内国有林218林班及び219林班並びに瀬戸内町所在民有林66林班カ小班の区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで
---	--	--

（「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び大島支庁農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第744号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、国割岳鳥獣保護区（昭和59年10月24日鹿児島県告示第1708号をもって設定）の区域内に次のとおり特別保護地区を指定する。

なお、特別保護地区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和 6 年10月29日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
国割岳鳥獣保護区特別保護地区	屋久島森林管理署管内国有林2林班い、い1、い2及びい3小班、同3林班い、い1、い2、い3、い4、ハ及びニ小班、同4林班い、い1、い2、い3、ろ、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、は1、は2、に及びに1小班並びに屋久島町所在民有林1林班ア準林班14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26及び35小班的区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで

（「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び熊毛支庁屋久島事務所農林普及課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第745号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和 6 年10月29日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
小湊干拓特定猟具使用禁止区域	南さつま市小湊地内における遠田川左岸と国道226号との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と旧加世田市と旧大浦町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から海岸線を海岸線と遠田川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで	銃器
益山特定猟具使用禁止区域	南さつま市益山地内における南さつま市道本町山村線と県道鹿児島加世田線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と万之瀬川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と国道270号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と南さつま市道村原陣上線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで	銃器

	本町山村線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
さえずりの森周辺部特定猟具使用禁止区域	始良市加治木町高井田地内における始良市道高井田線と始良市道竜門司坂線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と始良市民有林24林班のエ準林班とオ準林班との境界線との接点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同林班のエ準林班、オ準林班及びキ準林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同林班のオ準林班とキ準林班との境界線を同境界線と同林班のカ準林班とキ準林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同林班と同民有林2林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同林班、同民有林23林班、24林班及び25林班の四方界方向へ進み同四方界に至り、同四方界から同民有林2林班と23林班との境界線を同民有林2林班のク準林班並びに同民有林23林班のア準林班及びイ準林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同林班のア準林班とイ準林班との境界線を同林班のア準林班、イ準林班及びソ準林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同林班のア準林班とソ準林班との境界線を同境界線と始良市林道丸岡線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と始良市道川床線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道毛上・堤水流線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道毛上中線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道高井田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで	銃器
鹿屋中央特定猟具使用禁止区域	鹿屋市西大手町地内における国道504号と国道269号との交点を起点とし、同点から国道269号を同国道と鹿屋市道西原中央線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道鹿屋環状線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と国道220号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と鹿屋市道樋渡外園線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道504号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 6 年 11月 1 日 から令和 16年10月 31日まで	銃器